

令和8年9月7日

照会者名 オータ事務所行政書士法人 代表 太田 ミエ子 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和8年7月6日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会書記載のサッシ工事（マンションの既存アルミサッシ枠に新しいサッシ枠を被せてビスで固定する工事）は、一般的には建具工事に該当するものと考えられるが、工事の規模、複雑性等を踏まえ、建築一式工事とされる場合も考えられるため、本工事の施工に当たって必要となる建設業許可の業種については、許可行政庁に確認されたい。

また、業種の判断にかかわらず、照会書記載の下請代金の額を踏まえれば、建具工事業の一般建設業許可を有するd社は、本工事を請け負うことはできない。

2 見解及び根拠

「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年国総建第97号。以下「ガイドライン」という。）は、建具工事の例示としてサッシ取付け工事を挙げている。

また、ガイドラインは、二以上の専門工事の組み合わせではない工事であっても、その規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものであると認められる場合には、建築一式工事に含まれうるとしている。

これらのガイドラインの記載を踏まえれば、照会書記載のサッシ工事（マンションの既存アルミサッシ枠に新しいサッシ枠を被せてビスで固定する工事）は、一般的には建具工事に該当するものと考えられるものの、施工内容の規模や複雑性等を踏まえ、建築一式工事と判断される可能性もあることから、詳細は許可行政庁へ確認されたい。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第16条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条は、発注者から直接請け負った工事について、特定建設業の許可を受けた者でなければ、下請代金の額が5,000万円（建築工事業の場合は8,000万円）以上となる下請契約

を締結することはできない旨規定している。照会書によれば、本工事の下請代金の額は 5,000 万円を超えていることから、本工事の施工に当たって必要となる建設業許可の業種にかかわらず、建具工事業の一般建設業許可のみを有する d 社は本工事を請け負うことはできない。